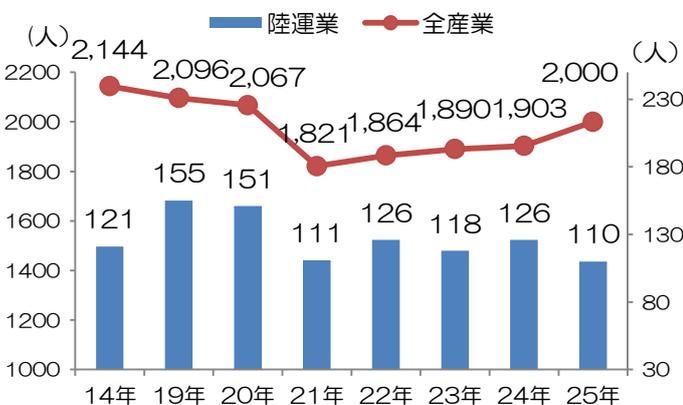


危険有害性の「見える化」を進め、 みんなで目指そう信州一の安心・健康職場

～ 信州・危険の「見える化」推進運動実施中 ～

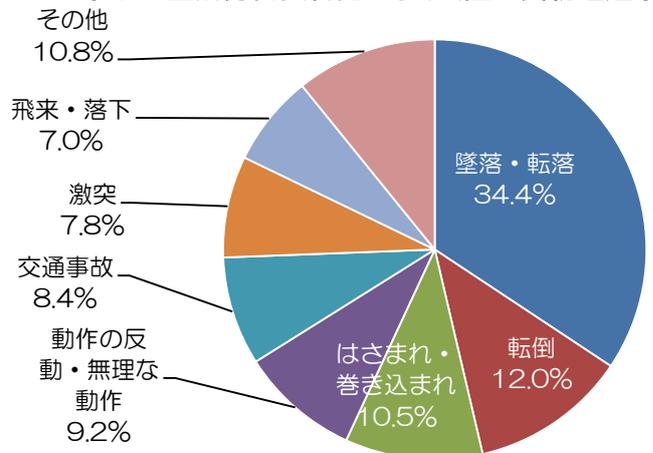
陸上貨物運送事業で働く人のうち、毎年100人以上が労働災害にあっています。死傷者の約7割は、荷役作業時に、トラックの荷台や設備等からの「墜落・転落」、通路等での「転倒」、荷物や運搬器具等による「はさまれ・巻き込まれ」「激突」「飛来・落下」、又は腰痛症等により被災しています。また、労働災害の多くは、荷主先等で発生しています。

■死傷者数(休業4日以上)の推移



労働者死傷病報告(休業4日以上、長野労働局管内)

■事故の型別労働災害発生状況(陸上貨物運送事業)



労働者死傷病報告(休業4日以上、平成21年～平成25年、長野労働局管内)

いま対策を!



危険有害性の「見える化」を進める着眼点

◆人力による荷役作業

1. 安全な昇降設備、脚立又はハシゴがなく、荷台やアオリから転落の危険性はないか?
2. 安全帯の取付け設備がなく、転落の危険性はないか?
3. 荷崩れによる落下物に当たる危険性はないか?
4. 荷の取扱い中に荷物にはさまれる危険性はないか?
5. 滑りやすく転倒しないか?
6. 荷物を引き又は押す激しい荷役作業で、はさまれる危険性はないか?
7. 荷役作業面にある段差や板切れで転倒の危険性はないか?
8. 持ち上げ姿勢が悪く、腰痛等の危険性はないか?



◆機械による荷役作業

1. 見通しが悪く狭い荷さばきヤードで、フォークリフトに激突される危険性はないか?
2. 作業指揮者の未配置による当てられの危険性はないか?
3. 作業範囲内への立入り禁止措置の未実施により落下物に当たる危険性はないか?
4. フォークリフトの前後の安全確認、急旋回等の運転操作ミスや用途外使用による危険性はないか?
5. フォークリフトの逸走、フォークの不意の降下等による危険性はないか?
6. 吊り荷の運搬経路や荷の下への立入り禁止、避難場所等の不徹底による危険性はないか?
7. クレーン作業で、確実な地切りの未実施による危険性はないか?
8. コイル等の重量物の転がり防止用くさびの未使用による危険性はないか?
9. フォークリフトやクレーン等の点検、修理、掃除等の非常作業での危険性はないか?
10. 荷崩れの危険性はないか?



荷役作業での労働災害防止のためのポイント

～「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」から抜粋～

安全管理体制の確立等

- (1)安全管理者、安全衛生推進者等から荷役災害防止の担当者を指名して、荷役作業の安全対策や荷主等との連絡調整等を行いましょ。
- (2)反復・定期的な荷の運搬を請負う荷主等と安全衛生協議組織を設置して、荷主先での荷役作業における労働災害防止対策について協議しましょ。

墜落・転落による労働災害の防止

- (1)荷役作業を行う前に、作業場所や周辺の床・地面の凹凸等の確認、整理整頓を行いましょ。
- (2)安全帯、保護帽を着用しましょ。滑りやすい状態では、滑りにくい靴を使用しましょ。
- (3)荷台への昇降は、昇降設備を使用しましょ。（最大積載量5トン以上の貨物自動車の荷の積卸し作業時には昇降設備の使用が義務付けられています。）

転倒による労働災害の防止

- (1)荷役作業を行う前に、荷役作業場所の整理整頓、貨物自動車周辺の床・地面の凹凸等を確認しましょ。
- (2)後ずさりでの作業はできる限り行わないようにしましょ。
- (3)荷役作業場所に合わせて、耐滑性、屈曲性のある安全靴を使用しましょ。

フォークリフトによる労働災害の防止

- (1)荷崩れ防止措置を行いましょ。フォークリフトを停車したときは、逸走防止措置を行いましょ。
- (2)マストとヘッドガードに挟まれる災害を防止するため、運転席から身を乗り出さないようにしましょ。
- (3)急停止、急旋回はやめましょ。荷役作業場の制限速度を遵守しましょ。

荷役作業の安全衛生教育の実施

- (1)荷役作業従事者、又は従事する予定の労働者に対して荷役作業の基本知識、ガイドラインにある荷役災害防止対策の教育を行いましょ。
- (2)日常的に危険予知（KY）活動の実施し、運転者等の危険感受性を高めましょ。

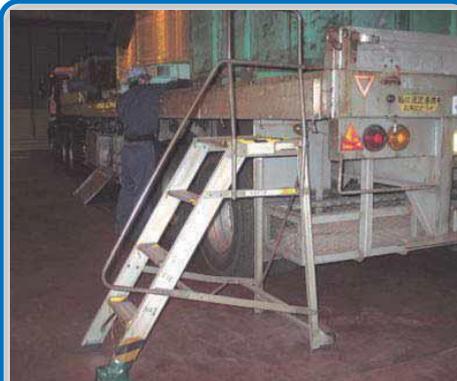
陸運事業者と荷主等との連絡調整

- (1)荷役作業における陸運事業者と荷主等との役割分担を明確にするため、運送契約時に荷役作業等の付帯業務について書面契約の締結を推進しましょ。
- (2)運送の都度、荷主等の事業場で荷役作業を行う必要があるか確認しましょ。

事業場の改善事例



あおりを利用して足場を確保している事例



荷台からの飛び降り防止のため、移動式の昇降設備を常設している事例



マスト側面と運転席側からの侵入防止ガードを設置している事例

詳しい内容については、次のパンフレットをご覧ください（長野労働局ホームページをご覧ください。）。

- ◆「荷役作業での労働災害を防止しましょ！～「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」のご案内」
- ◆「職場における腰痛予防対策指針」